

「渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視 ー外国人の婚姻届を中心としてー」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【勧告先】法務省 【勧告日】令和4年1月28日 【回答日】1回目：令和4年7月28日 2回目：令和6年2月21日

！ 背景と目的

- ◇ 我が国における日本人と外国人の婚姻、外国人同士の婚姻は合わせて約1万9千件（令和2年）
- ◇ 外国人の婚姻に係る事務（渉外戸籍事務）は、国籍により適用される法律や必要書類が異なり、婚姻要件の審査や必要書類の真正性を確認する市区町村窓口の負担大

➤ 適正かつ円滑な処理を促進するため、市区町村における外国人の婚姻届の受理状況、管轄法務局への受理照会の状況等を調査



☝ 勧告内容

- 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムの構築
- 外国人の婚姻に関する新たな情報の市区町村・法務局における共有ルールの構築
- 事務処理に役立つ国別のマニュアル等を市区町村に共有

☑ 改善措置

- 既存のシステムを活用し、市区町村・法務局との速やかな情報共有が可能な仕組みを構築
- 情報共有のルールを定め、市区町村からの情報等を基に、必要書類等の新たな情報をシステムに掲載（令和5年8月末時点で72件掲載）
- 38か国分のマニュアルをシステムに掲載

〔改善措置の効果（市区町村で役立った事例※）〕

※ 法務省と共同で、市区町村へのヒアリングを実施

- ① システムに必要書類の様式が掲載されていたため、法務局等への問合せが不要になった。
- ② システムに掲載されているマニュアルを確認し、相談者に対して必要な手続を速やかに教示できた。

1. 全国の市区町村・法務局との情報共有の実施状況及びその効果

勧告内容

- 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築すること。
- 市区町村・法務局・法務省が
 - i) 婚姻要件に係る外国の法制
 - ii) 外国官憲発給の証明書の真正性（様式、発行機関等）に関する新たな情報を入手した際の情報共有のルールを構築すること。
- 市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について、統一的な見解を示すこと。



法務省における改善措置

- **システムの構築**
 - ・ 既存のシステムを活用し、市区町村・法務局との速やかな情報共有が可能な仕組みを構築
- **新たな情報の共有**
 - ・ 情報共有のルールを定め、市区町村からの情報等を基に、必要書類（婚姻要件具備証明書、独身証明書、出生証明書等）の様式といった新たな情報をシステムに掲載（令和5年8月末時点で72件掲載）
- **統一的な見解の周知**
 - ・ 事務処理等が異なる事例（ネパールの婚姻規定の取扱い、ペルー人の婚姻届の事務処理）について処理方針で統一的な見解を周知

〔改善措置の効果（市区町村で役立った事例）〕

- ① 提出された外国政府発行の書類について参考書籍※1には掲載がなく真正性が判断できなかったが、システムに掲載されている様式と同じであることが確認できたため、法務局等への問合せが不要になった。
- ② 処理方針により、ペルー人の場合、必ずIDカードを確認しなければならないことを知ったため、それ以降は全件IDカードを確認し、現住所が日本とされていることを確かめた上で反致※2を適用している。

※1 多くの市区町村では、主に「戸籍誌」や「各国法律と要件」といった参考書籍を活用している。

※2 本国法に従えば、日本の法律が適用される場合を反致という。ペルーの婚姻関係法令では、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法となる」旨の反致の規定がある。

勧告内容

- 一部の市区町村・法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示したマニュアル等を収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。



法務省における改善措置

▶ マニュアルの共有

- ・ 全国の法務局のマニュアルを収集・整理し、38か国分のマニュアルをシステムに掲載※

※ マニュアルを掲載した38か国の在留外国人数は、全体の91.5%を占める。

〔改善措置の効果（市区町村で役立つ事例）〕

婚姻手続の事前相談を受けた際に、システムに掲載されているマニュアルを確認し、相談者が国籍を有する国では、婚姻要件具備証明書を発行していることを確認できたため、法務局に問い合わせることなく、相談者に必要な手続を教示することができた。

一層役立つ情報共有に向けて

法務省は、市区町村からの意見等を踏まえ、掲載される情報の充実とシステムの利便性の向上に取り組む予定

外国人の婚姻に係る 市区町村の標準的な事務処理

- ◇ 市区町村の窓口は婚姻届と添付書類を審査※した上で、受理又は不受理の決定を行う。
- ◇ 市区町村では審査の過程で疑義があれば、法務局や駐日外国公館に照会を行う。

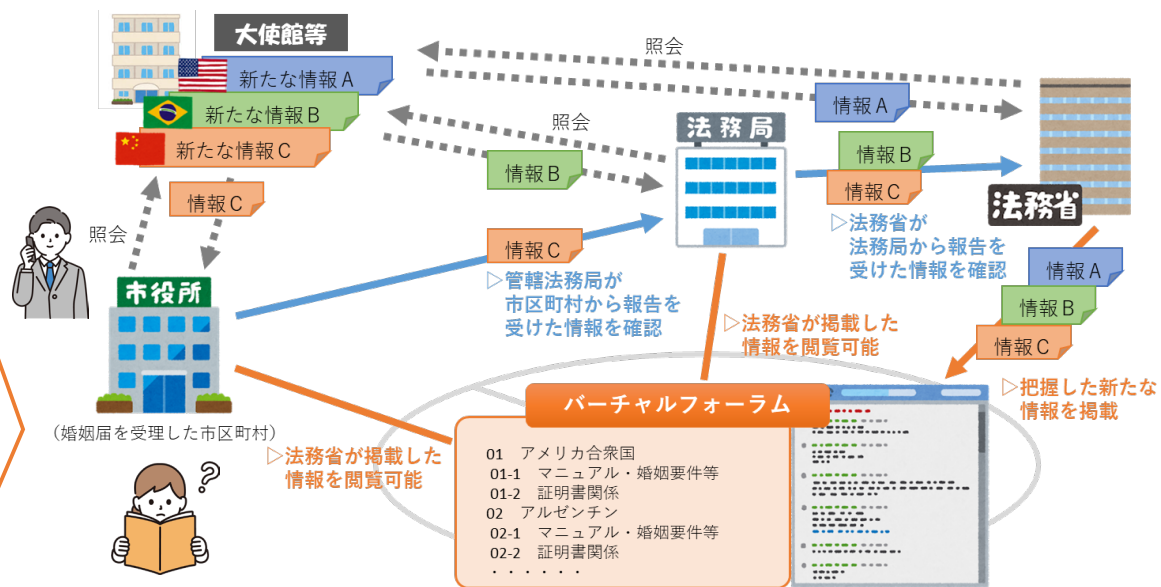
※ 多くの市区町村では、主に「戸籍誌」や「各国法律と要件」といった参考書籍を活用している。

〔外国人の婚姻における審査の流れ〕

- ① 準拠法の決定（本人の本国法を適用又は反致※により日本の法律を適用）
- ② 婚姻要件の審査（原則、婚姻要件具備証明書にて審査。その提出がない場合は、婚姻要件を確認する個別の書類（年齢、独身性等）で審査）
- ③ 添付書類の真正性の確認

※ 本国法に従えば、日本の法律が適用される場合を反致という。

市区町村・法務局・法務省が大使館等から把握した新たな情報を「政府共通NW/LGWAN掲示板システム・バーチャルフォーラム」を活用して共有する仕組みを構築



渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視－外国人の婚姻届を中心として－の 結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年11月～4年1月
- 2 対象機関 調査対象機関：法務省、法務局（16）
関連調査等対象機関：市区町村（48）

【勧告日及び勧告先】 令和4年1月28日 法務省

【回答年月日】 令和4年7月28日 法務省 ※ 改善状況は、令和4年7月25日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 令和6年2月21日 法務省 ※ 改善状況は令和5年8月31日現在

【調査の背景事情】

- 日本人と外国人、外国人同士の婚姻を日本で行う場合、市区町村において適用される外国法を確認するなどの審査を行う。
- 外国人の婚姻届の場合、本人の国籍によって適用される法律や必要書類が異なるため、日本人同士の婚姻に比べ、市区町村での説明や書類審査に多くの時間や労力が費やされている状況となっている。
- 我が国における在留外国人は増加傾向（平成13年12月：約178万人→令和元年12月：約293万人）にあり、市区町村への日本人と外国人又は外国人同士の婚姻の届出も増えていく可能性がある。
- この調査は、市区町村における外国人の婚姻届の受理状況や、法務局、地方法務局及びこれらの支局（以下「法務局」という。）への受理照会の状況等を調査し、日本人と外国人又は外国人同士の戸籍事務（渉外戸籍）に係る課題を整理したものである。

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>1 市区町村、法務局及び法務省が把握した情報等を共有するルール・システムの構築等</p> <p>(1) 情報共有に係るルールの構築 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、市区町村、法務局及び法務省が駐日外国公館に問い合わせた結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻要件に係る外国の法制に関する新たな情報 ・ 外国官憲発給の証明書（婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）に関する新たな情報 <p>を入手した際に、全国の市区町村及び法務局とこれらの情報を共有するためのルールを構築すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市区町村は、涉外的な婚姻の創設的婚姻届（注）が提出されると、届書及び添付書類を受領し、婚姻要件を満たしているかどうかについて審査の上、受理又は不受理決定を行っている。審査の手順は、当事者の国籍により対応が異なるが、大きな流れは次のとおりである。</p> <p>（注） 婚姻届には、創設的届出と報告的届出があり、創設的届出とは届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され、又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）上の効力が発生するものをいい、報告的届出とは既に発生した事実又は法律関係についての届出を行うものをいう。</p> <p>ア 準拠法の決定</p> <p>法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号。以下「通則法」という。）に基づき、当事者の国籍をパスポート等で確認し、どの国の法律を適用するのか決定する。</p> <p>イ 婚姻要件の審査</p> <p>当事者について適用される本国法に照らして、実質的婚姻要件を満たしているかどうかを審査するため、原則として、婚姻要件具備証明書（注）</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 「婚姻に関する証明書等及び外国法制に係る情報の共有について」（令和 4 年 6 月 30 日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）を发出し、法務局及び法務省が、市区町村からの報告や在日大使館及び領事館（以下「大使館等」という。）への問合せによって把握した、婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する新たな情報について、「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」の「バーチャルフォーラム」（以下「バーチャルフォーラム」という。）を活用して、全国の市区町村、法務局及び法務省で共有するルールを構築した。</p> <p>下記の《構築したルール》による情報共有を開始するに当たり、法務省が、婚姻の届出事件数の多い法務局及び当該法務局管内の市区町村を対象として、婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する情報を収集し、ほかの市区町村及び法務局に共有することが相当であると判断した情報を、初版としてバーチャルフォーラムに掲載した。その後、バーチャルフォーラムに掲載した情報の量及び内容を踏まえ、下記の《構築したルール》による情報共有を開始した。</p> <p>《構築したルール》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【情報共有の対象とする情報】</p> <p>婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する新たな情報であって、以下により把握した情報とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村又は管轄法務局の戸籍事務の担当者において大使館等に確認した情報（届出人等が大使館等に確認した情報を間接的に入手した場合は含まない。） </div>

勸告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>を届書に添付することとされている（昭和24年5月30日付け民事甲第1264号民事局長回答）。</p> <p>（注）婚姻要件具備証明書とは、本国官憲が、本国法上の実質的成立要件を具備していることを証明した書面である。</p> <p>ウ 婚姻要件具備証明書の添付がない場合の対応</p> <p>婚姻要件具備証明書が発給されない国である場合又は当事者の事情により持参できない場合は、当事者の本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当事者が各要件を満たしているかどうかの審査を行うが、一般的には以下の書類の添付を求めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のため） ・ 身分関係を証する書面（独身性等の確認のため） ・ 申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由を記載） <p>エ 添付書類の真正性の確認</p> <p>市区町村は、提出された添付書類の真正性について、法務省からの通達・事務連絡、参考書籍、過去の届出実績等にて確認するほか、必要があれば駐日外国公館に問合せを行う。</p> <p>○ 上記アからエまでの手順において、市区町村は、届出人に適用される法律や必要な添付書類、その記載内容を法務省からの通達・事務連絡や参考書籍等を用いて確認を行い、さらに、必要に応じて当該市区町村役場の所在地を管轄する法務局（以下「管轄法務局」という。）へ照会を行う場合もある。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 市区町村が渉外的婚姻届を受理する過程で新たに入手した情報について、市区町村から法務局へ情報を共有するルール・システムがないため、市区町村限りで当該情報がとどまっている事例や、複数の市区町村から駐日外国公館に対し、同一の情報の事実確認を行っている事例がみられた。</p> <p>○ 法務局が市区町村から受けた照会を通じて把握した新たな情報について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アポステイーユ（注）付きの書面又は大使館等の認証がある書面が提出されたことにより取得した当該書面に関する情報 <p>（注）アポステイーユとは、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものであり、一方締約国で作成され、ほかの締約国に提出される公文書について（同条約第1条）、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするもの（同条約第2条）である。</p> <p>【情報共有の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村 <ul style="list-style-type: none"> 上記の情報を管轄法務局に報告する（毎月10日までに、前月末日までに把握した情報を報告）。 ・ 管轄法務局 <ul style="list-style-type: none"> 市区町村から報告を受けた情報及び管轄法務局が直接把握した上記の情報について、汎用性の観点から、ほかの市区町村及び管轄法務局に共有することが相当であると判断したものを法務省に報告する（毎月末日までに、前月11日から当月10日までに把握した情報を報告）。 ・ 法務省 <ul style="list-style-type: none"> 管轄法務局から報告を受けた情報や、法務省が外務省及び大使館等から直接把握した情報について、汎用性の観点から、ほかの市区町村及び管轄法務局に共有することが相当であると判断したものをバーチャルフォーラムに掲載する（毎月20日までに、前月末日までに把握した情報を掲載）。 <p>【情報共有の形式】</p> <p>国名、情報の種別、情報を取得した年月日、情報の把握方法・真正性の根拠、情報の内容を記載した様式に、証明書のサンプル等の資料を添付し、市区町村は管轄法務局に、管轄法務局は法務省にそれぞれ報告する。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況				
<p>て、法務局から法務省やほかの法務局へ情報を共有するルール・システムがないため、照会を受けた法務局限りで当該情報がとどまっている事例がみられた。</p>	<p>《今後の運用方針》</p> <p>当面の間、法務省のみバーチャルフォーラムに書き込み可能とし、市区町村及び管轄法務局は閲覧のみの運用とするが、今後、共有された情報の量及び内容を踏まえ、管轄法務局からも証明書等に係る新たな情報をバーチャルフォーラムに掲載する運用とする。順次対象の管轄法務局を拡大し、情報共有のルールの見直しを行いつつ、令和4年中に支局以外の管轄法務局から定期的にバーチャルフォーラムへの掲載が行われる運用を開始する。</p> <p>⇒ 情報共有に係るルールの運用開始後、以下のとおりバーチャルフォーラムでの情報共有を進めた。</p> <table border="1" data-bbox="1189 671 1962 932"> <tr> <td data-bbox="1189 671 1525 802"> 新たな情報の報告件数 (令和4年6月30日～5年8月末)(注1) </td> <td data-bbox="1525 671 1962 802"> 市区町村が把握した情報：47件 法務局が把握した情報：19件 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 802 1525 932"> バーチャルフォーラムへの掲載件数(注2) </td> <td data-bbox="1525 802 1962 932"> 初版(令和4年7月時点)：19件 令和5年8月末時点：72件(初版含む) </td> </tr> </table> <p>掲載した情報の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻要件具備証明書の様式(25か国) ・ 婚姻要件具備宣誓書の様式(8か国) ・ 独身証明書等の様式(18か国) ・ 出生証明書の様式(21か国) <p>アクセス状況</p> <p>令和4年8月：8,320件 令和4年9月：4,374件 令和4年10月：3,390件 令和4年11月：4,069件</p>	新たな情報の報告件数 (令和4年6月30日～5年8月末)(注1)	市区町村が把握した情報：47件 法務局が把握した情報：19件	バーチャルフォーラムへの掲載件数(注2)	初版(令和4年7月時点)：19件 令和5年8月末時点：72件(初版含む)
新たな情報の報告件数 (令和4年6月30日～5年8月末)(注1)	市区町村が把握した情報：47件 法務局が把握した情報：19件				
バーチャルフォーラムへの掲載件数(注2)	初版(令和4年7月時点)：19件 令和5年8月末時点：72件(初版含む)				

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
	<div data-bbox="1189 201 1962 587" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>令和4年12月：3,326件 令和5年1月：3,797件 令和5年2月：3,859件 令和5年3月：4,367件 令和5年4月：4,079件 令和5年5月：4,957件 令和5年6月：5,154件 令和5年7月：13,274件 令和5年8月：8,000件</p> </div> <p>(注1) 重複している報告の排除等を行っているため、法務省への報告件数とバーチャルフォーラムへの掲載件数は一致しない。</p> <p>(注2) 現状、法務省のみがバーチャルフォーラムに書き込みをしているが、共有する情報の量等を踏まえ、必要に応じて、管轄法務局からも定期的にバーチャルフォーラムへの掲載が行われる運用を引き続き検討する。</p> <p>各勧告（項目1、2）を踏まえた改善措置（市区町村への情報共有）について、効果や改善すべき点を確認するため、総務省と共同で市区町村にヒアリング（以下「市区町村ヒアリング」という。）を実施した。その概要は以下のとおりである。</p> <p>【ヒアリング対象市区町村】 市区町村別在留外国人数等を参考に、市区町村の涉外戸籍事務の規模に偏りがないように注意しながら、全国19市区町村を選定</p> <p>【主なヒアリング事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーチャルフォーラムでの情報共有（新たな情報及びマニュアル）について、活用状況、意見、改善すべき点

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な処理方針を踏まえた事務の状況 <p>【主なヒアリング結果（バーチャルフォーラム関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーチャルフォーラムの取組については、継続してほしいといった意見が大多数であった。 ・ 一方で、情報共有の取組は始まったばかりのため、情報量が少なく、掲載情報の充実を希望する市区町村も多くみられた。 ・ 市区町村における活用方法としては、参考書籍、過去の届出実績等では確認できない情報をバーチャルフォーラムで最終確認していることが多かった。 ・ バーチャルフォーラムが役に立った主な事例としては、以下の事例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> i) 提出された外国政府発行の書類について、参考書籍には掲載がなく真正性が判断できなかったが、バーチャルフォーラムに掲載されている様式と同じであることが確認できたため、法務局等への問合せが不要になった。 ii) 婚姻手続の事前相談を受けた際に、バーチャルフォーラムに掲載されている最新の書類を用いて、婚姻要件の審査に必要な書類を教示することができた。 iii) 婚姻手続の事前相談を受けた際に、バーチャルフォーラムに掲載されているマニュアルを確認し、相談者が国籍を有する国では、婚姻要件具備証明書を発行していることを確認できたため、法務局に問い合わせることなく、相談者に必要な手続を教示することができた。 <p>また、法務省においては、令和5年9月に実施した、令和5年度法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同において、「涉外戸籍事務に関する情報の共有について」を協議問題として、各法務局・地方法務局からバーチャルフ</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況				
	<p>オーラムの活用状況のヒアリングを実施し、その更なる活用のための方策について議論を行った。</p> <p>その結果、市区町村から外国官憲発給の証明書の真正性等について照会があった際に、バーチャルフォーラムを活用している法務局がみられた。また、バーチャルフォーラムに関する意見は、おおむね、市区町村ヒアリングの結果と同様の結果となり、システムとしての使いやすさだけでなく、掲載される情報の充実を図り、データベースとしての使いやすさを向上させるための取組を本省において行っていくとともに、各法務局においても他の法務局の事例を参考としつつバーチャルフォーラムの積極的な活用を図っていくこととされた。</p> <p>なお、受理照会及び相談件数について、13法務局における情報共有前後の数値を確認したところ、以下のとおりとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="1144 756 1709 932"> <tr> <td data-bbox="1144 756 1294 842">受理照会</td> <td data-bbox="1294 756 1709 842">令和4年2月～7月：153件 令和5年2月～7月：90件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 842 1294 932">相談</td> <td data-bbox="1294 842 1709 932">令和4年2月～7月：389件 令和5年2月～7月：323件</td> </tr> </table>	受理照会	令和4年2月～7月：153件 令和5年2月～7月：90件	相談	令和4年2月～7月：389件 令和5年2月～7月：323件
受理照会	令和4年2月～7月：153件 令和5年2月～7月：90件				
相談	令和4年2月～7月：389件 令和5年2月～7月：323件				
<p>(2) 統一的な処理方針等の提示 (勧告要旨)</p> <p>法務省は、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 法務省は、戸籍事務に関して、全国統一的な処理・手続がなされるよう、</p>	<p>→ ネパール国の婚姻に関する涉外戸籍の事件について、市区町村から法務局に対し、婚姻要件具備証明書の添付のない場合の事務処理に関する受理照会が多数寄せられており、法務局に照会が多い要因を確認したところ、近年の法改正の内容が明確でなかったことが一因であると確認できた。これを踏まえ、「ネパール国新民法の施行による婚姻の実質的成立要件について」（令和4年6月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）を発出し、ネパール国における婚姻規定の改正に伴う取扱い</p>				

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>市区町村に対し基準を定めることができるとされ、法務局は、市区町村に対し、必要があると認めるときは、助言、勧告、指示等を行うことができるとされている（戸籍法第3条第1項及び第2項）。</p> <p>○ 市区町村は、届書の受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を經由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができる（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第82条）。照会がなされた場合、法務省又は法務局は、照会に対して回答（指示）を行う。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 同一国の婚姻要件を確認する書類について、法務省から統一的な処理方針が示されていないため、法務局では、市区町村から同様の問合せを多数受けるものの、その都度、同様に回答している状況がみられた。</p> <p>○ 法務局が市区町村から受けた受理照会（注）の対応に長期間要しており、届出人に不都合が生じた事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象とした16法務局が市区町村から受けた渉外的婚姻届に関する受理照会181件（平成29年4月から令和2年10月末までに回答した件数）のうち、受理照会から回答までに100日以上要した事例は14件あり、最も日数を要した事例で528日であった。 事例の中には、法務局から受理照会の回答を得るまでに長期間要したことが原因で、婚姻届の受理に時間を要したことから、出生した子への福祉サービスの提供が遅れた事例や届出人本人が帰国してしまった事例がみられた。 <p>（注）届書受領（受付）後、受否を決定することができない場合になされる照会を「受理照会」といい、一旦、受理決定したものの、戸籍の記載ができない等処理ができない場合になされる照会を「処理照会」という。</p> <p>○ 法務省から統一的な見解が示されていないため、同一国に係る事務処理が市区町村により異なる状況や、法務局及び法務省における情報共有が不</p>	<p>の変更点を市区町村及び法務局に周知した。</p> <p>外国の法制が不明である又は外国官憲の発給に係る証明書の真正性に疑義がある場合以外で、渉外戸籍に関する事件の処理に長期間（市区町村からの受理照会等からおおむね3か月以上）を要している事例を調査したところ、長期間を要することになった主な要因は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類に不備等があるため届出人に追完を求めたところ提出に期間を要したこと 関係機関への照会に対する回答に期間を要したこと <p>にあると判明した。</p> <p>今後は、外国の法制が不明である又は外国官憲の発給に係る証明書の真正性に疑義がある事件への対応については、バーチャルフォーラムを活用し、大使館等から把握した新たな情報を市区町村及び法務局と共有することによって、事件の処理にかかる時間の短縮を図っていく。</p> <p>ペルー人を当事者とする創設的婚姻届の処理については、勧告を踏まえ、「ペルー人を当事者とする創設的婚姻届の処理について」を令和4年6月24日に法務省民事局民事第一課補佐官名でグループウェア（法務局及び法務省間で連絡・情報共有が可能なシステム）へ掲載し、適用する法律を確定させるための住所確認を行う際、しつ皆的にIDカードの裏面を確認することが適当であるという見解を、法務局から市区町村に周知するとともに、ペルー人の本国法上、日本に住所を有すると認められる場合は、反致（注）が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差し支えないという見解が示された先例（平成18年7月25日付け法務省民一第1690号法務省民事局民事第一課長回答）の再周知を行った。</p> <p>（注）通則法第41条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による（通則法第24条第1項）が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこ</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>十分であるため、同一国に係る市区町村の照会に関し、同一法務局管内での指示が異なる状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ペルー国籍の方の婚姻に当たり、適用する法律を確定させるための住所確認の手順について、法務省から統一的な見解が示されていないため、法務局によって指示の内容が異なっており、指示に従う市区町村の対応が異なる状況がみられた。 ネパール国籍の方の婚姻に当たり、添付書類の真正性を確認するための認証の要否について、法務局及び法務省における情報共有が不十分であるため、管轄法務支局の指示と当該法務支局の上部組織である地方法務局及び管区法務局の指示の内容が異なっており、指示に従う市区町村の対応が異なる状況がみられた。 	<p>ととされていて、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という。</p> <p>ネパール人を当事者とする創設的婚姻届の審査については、勧告を踏まえ、「ネパール国新民法の施行による婚姻の実質的成立要件について」の発出と併せて、大使館等の認証がある書面が提出されている場合はこれを受理して差し支えないとする見解を、市区町村及び法務局に周知した。</p> <p>⇒ 市区町村ヒアリングで、統一的な処理方針を踏まえた事務の状況について確認した。</p> <p>【主なヒアリング結果（統一的な処理方針関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一的な処理方針については、方針発出後にネパール人、ペルー人からの届出があった市区町村では、事務処理に役立ったとしているところが大多数であった。 処理方針が役に立った主な事例としては、以下の事例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> i) ネパール人と日本人の婚姻届について、処理方針に「両者が20歳に達していること（70条1項(d))」との記載があったため、受理できない旨の説明をすることができた。 ii) 処理方針発出後にネパール人の届出があり、事務連絡において、婚姻の実質的成立要件が明記されていたことで、法務局等に照会することなく対応することができた。 iii) 処理方針により、ペルー人の場合、必ずIDカードを確認しなければならないことを知ったため、それ以降は全件IDカードを確認し、現住所が日本とされていることを確かめた上で反致を適用している。 iv) ペルー人の住所地について、法務局に確認することなく、IDカードの裏面で反致が適用となるかを確認することができた。 <p>一方、市区町村ヒアリングでは、ペルー人の住所確認について、処理</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
	<p>方針の発出について知らなかった等の理由でしつ皆的に ID カードの裏面を確認していないとする市区町村が一部みられたことから、戸籍の担当者向け研修等の機会を通じ、周知や解説を行うなど、事務処理について統一が図られるようにしていく。</p>
<p>(3) 情報共有が可能なシステムの構築 (勧告要旨)</p> <p>法務省は、市区町村における審査の参考に資するよう、全国の市区町村、法務局及び法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、ほかの市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。</p> <p>なお、そのシステムの構築に当たっては、機能性や効率性などの観点から、実際に使用する市区町村の要望を踏まえたものとする。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、外国の法令改正・様式変更等について、外務省から情報提供があった場合には、通知等により法務局を通じて全国の市区町村に周知している。 ○ 市区町村が管轄法務局へ受理照会又は処理照会した事案で、管轄法務局で受理又は処理の可否が判断できず、法務省まで照会があった事案のうち、回答先市区町村以外の市区町村に対しても周知することが適当である事案については、戸籍誌に掲載し全国の市区町村に周知しているとしている。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が、渉外的婚姻届に関する相談を受けた際や、渉外的婚姻届の受理に必要な添付書類を確認する際、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないため、短時間で正しい情報を確認することがで 	<p>→ バーチャルフォーラムに全国の市区町村、法務局及び法務省で情報共有が可能なシステムを構築し、運用を開始した。</p> <p>また、市区町村における審査の参考に資する通知、事務連絡等の洗い出しを行っており、整理を終えた通知、事務連絡等については、令和4年7月にバーチャルフォーラムに掲載した。整理未了及び新たな通知、事務連絡等については、順次バーチャルフォーラムに掲載する予定である。</p> <p>バーチャルフォーラムを活用した情報共有の仕組みの運用開始1年後をめどに、情報共有に至るまでの期間、情報共有の形式、報告する情報の基準等について、課題の洗い出しを行う。基本的には、バーチャルフォーラムを継続利用する方向だが、デジタル庁によるバーチャルフォーラムの改修予定等を踏まえ、継続利用する上での課題の洗い出しも併せて行う。これらの課題を踏まえて、複数の市区町村において届出された類似事件に係る対応状況や大使館等からの回答事項について、汎用性の観点から共有することが相当であると判断したものを参照できる環境を整備する。</p> <p>上記の課題の洗い出しの中で、法務局を通じて市区町村から要望を確認し、システム（バーチャルフォーラム）の仕様の範囲内で可能な対応を行う。その際、要望を幅広く確認するため、市区町村の種類、規模等に偏りのないようにする。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>きないことが多く、相談者や届出人に速やかな対応ができない事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に、涉外戸籍の取扱実績が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できない市区町村では、短時間で正しい情報を確認することができないことがあり、相談者や届出人に速やかな対応ができない実態が把握できた。 ○ 調査対象とした市区町村からは、市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を市区町村の担当者が書き込むことにより、把握した情報を共有できるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしいとの要望が聴かれた。 	<p>⇒ 令和4年7月以降、市区町村における審査の参考に資する通知や事務連絡等について、1件追加で掲載した。</p> <p>また、上記(1)記載の市区町村ヒアリングで把握した意見、要望や、令和5年度法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同における協議の結果を踏まえ、以下の内容などについて取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 掲載される情報の充実（マニュアルの充実、事務連絡等掲載範囲の拡大） ii) 更新時点や掲載内容を分かりやすく表示するなど、使いやすさの向上 <p>それに加え、各法務局・地方法務局においても他の法務局・地方法務局の事例を参考としつつバーチャルフォーラムの積極的な活用を図ることとする。</p> <p>そのため、今後も研修等の機会を通じ、市区町村からの意見、要望を把握し、バーチャルフォーラムの利便性向上に向けて取り組むこととする。</p>
<p>2 全国の法務局との連携 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法務省は、現在一部の市区町村や法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示した涉外戸籍に関するマニュアル等について、全国の法務局との連携を図り、これらを収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。</p> </div> <p>(説明) 《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の市区町村や法務局では、涉外戸籍に関するマニュアル等を独自に作成している一方、当該マニュアル等を市区町村、法務局及び法務省で 	<p>→ 令和4年2月中旬に、全国の法務局に対して独自に作成しているマニュアルの提出を依頼し、婚姻要件や必要な添付書類などについて、国ごとに整理したマニュアル等の資料を同月末までに8法務局から収集した。</p> <p>収集したマニュアルのうち、最も網羅的・汎用的な観点で整理されていた法務局のマニュアルを採用し、一部補完的にほかの法務局のマニュアルを参考にして取りまとめを行った。その上で、各法務局に意見照会を行い、38か国のマニュアルを令和4年6月にバーチャルフォーラムに掲載した。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>共有する仕組みになっておらず、作成した市区町村や法務局の管内でマニュアル等がとどまっている状況がみられた。</p> <p>○ マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの報告がある一方、市区町村単位でマニュアルを作成するには負担が大きいとする市区町村もみられた。</p> <p>○ 市区町村からは、国籍別の添付書類等の一覧が法務省から示されておらず、渉外的婚姻届の処理方針が分からないこともあるため、審査の参考となる外国法令、必要な添付書類やその様式等を国籍別に整理し、市区町村が検索可能な形でデータベース化し、共有してほしいとの要望や、過去に発出した通知、事務連絡を国ごとに整理してホームページ等で共有してほしいとの要望が聴かれた。</p>	<p>上記マニュアルについて、少なくとも年に1回程度更新し、市区町村に共有する。</p> <p>⇒ 上記1(1)記載の市区町村ヒアリングで把握した意見、要望を踏まえ、随時収集している情報を精査し、今年度中にマニュアルを更新する予定である。</p> <p>また、次年度以降も研修等の機会を通じ、市区町村からの意見、要望を把握し、適宜マニュアルの情報更新に取り組んでいく。</p>